

委第3号議案

つくば市議会請願条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和6年6月6日

提出者 議会運営委員長 黒田 健祐

つくば市議会請願条例の一部を改正する条例

つくば市議会請願条例（平成16年つくば市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「署名」の次に「又は記名」を加える。

第5条第3項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第13条の次に次の1条を加える。

（委任）

第14条 この条例に定めるもののほか、請願に関しては、つくば市議会会議規則（昭和62年つくば市議会規則第1号）に定めるところによる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地方議会に係る手続のオンライン化等を内容とする地方自治法の一部を改正する法律が令和5年4月に成立（令和5年法律第19号、令和6年4月1日施行）したこ

を受け、所要の改正を行うとともに、その他必要事項の改正を行うもの。

つくば市議会請願条例（平成16年つくば市条例第27号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条・第2条（略） （請願書の記載事項等）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 請願を紹介する議員（以下「紹介議員」という。）は、請願書の表紙に署名又は<u>記名</u>をしなければならない。</p> <p>3（略）</p> <p>第4条（略） （請願の委員会付託）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものと<u>みなし、それぞれの委員会に付託する。</u></p> <p>第6条—第13条（略） <u>（委任）</u></p> <p><u>第14条 この条例に定めるもののほか、請願に関しては、つくば市議会会議規則（昭和62年つくば市議会規則第1号）に定めるところによる。</u></p> <p>附則（略）</p>	<p>第1条・第2条（略） （請願書の記載事項等）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 請願を紹介する議員（以下「紹介議員」という。）は、請願書の表紙に署名<u> </u>をしなければならない。</p> <p>3（略）</p> <p>第4条（略） （請願の委員会付託）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものと<u>みなす </u>。</p> <p>第6条—第13条（略）</p> <p>附則（略）</p>